

事業報告書			
医療法人整理番号	30070		
報告期間	自 令和7年4月1日		
	至 令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要			
(1) 名称	社会医療法人同仁会	分類①	分類①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当するものをリストから選択すること。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
	社団 (出資持分なし)	分類②	
	社会医療法人	分類③	
	基金制度不採用		
(2) 事務所の所在地	都道府県	山口県	複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	市区町村	下松市	
	町名・番地	生野屋南一丁目10番1号	
	建物名		
(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 昭和32年11月20日		
(4) 設立登記年月日	昭和32年11月28日		
(5) 理事長の氏名	姓	中元	
	名	賢武	
役員及び評議員の人数	13		理事長を含む人数を記載すること。
役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要			
(1-1) 本来業務 (病院、診療所)	記載はこちら		
(1-2) 本来業務 (介護老人保健施設、介護医療院)	記載はこちら		
(2) 附帯業務	記載はこちら		
(3) 収益業務	記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら		
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設 (許可を含む) した主要な施設	記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら		
(9) その他	記載はこちら		
(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。 全ての指定内容について記載しても差し支えない。 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)			

事業報告書				
1-(5) 役員及び評議員				
役職	姓	名	備考	
理事	中元	賢武	理事長	
理事	橋本	雅徳	事務局長	
理事	橋谷田	博	周南記念病院管理者 (院長)	
理事	河本	定洋	副院長	
理事	森繁	哲也	山口県議会議員	
理事	竹重	正崇	株式会社 大林組 職員	
理事	杉山	洋子	看護部長	
理事	岡	貴之	事務部長	
理事	河村	裕子	医) やよい 河村循環器神経内科 医師	
理事	堤	要介	副院長	
理事	吉田	一也	介護老人保健施設ふくしの里管理者	
監事	藤中	秀幸	藤中税理士事務所 所長	
監事	池田	幸二	元 社会医療法人同仁会 常務理事	

2-(1) 本来業務

（開設する病院、診療所（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

[illegible]

樣式 1 : 2-(1)

2-(1) 本来業務

[illegible]

樣式 1 : 2-(2)

2-2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

I

戻る

様式 1 : 2-(3)

事業報告書

2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
不動産の賃貸及び管理、ならびにこれに付随する事業	山口県周南市平和通1丁目8番、9番	
駐車場業	山口県下松市中央町343番140.343番168.1490番4	

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

[illegible]

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関費を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible]

(附)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っている、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債(名)、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しに代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

[illegible]

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

[illegible]

(注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

2-(9) その他

[illegible]

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 社会医療法人同仁会
所在地 山口県下松市生野屋南一丁目10番1号

※医療法人整理番号 30070

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額 5,905,038 千円 /
2. 負 債 額 3,171,555 千円 /
3. 純 資 産 額 2,733,483 千円 /

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		2,333,294
B 固 定 資 産		3,571,744
C 資 産 合 計 (A + B)		5,905,038
D 負 債 合 計		3,171,555
E 純 資 産 (C - D)		2,733,483

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 社会医療法人同仁会
所在地 山口県下松市生野屋南一丁目10番1号

※医療法人整理番号 30070

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,333,294	I 流動負債	1,293,762
現金及び預金	1,445,619	買掛金	294,541
事業未収金	814,905	短期借入金	458,200
たな卸資産	41,386	その他の流動負債	125,760
その他の流動資産	31,384	未払金	76,056
前渡金		未払費用	133,342
前払費用		未払法人税等	5,517
その他の流動資産		未払消費税等	3,896
		預り金	52,348
		前受収益	1,120
		賞与引当金	142,982
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	3,571,744	II 固定負債	1,877,792
1 有形固定資産	2,718,962	長期借入金	1,182,970
建物	1,261,447	退職給付引当金	482,971
構築物	90,157	その他の固定負債	211,851
医療用器械備品	162,030	その他引当金	
その他の器械備品	26,950	その他の固定負債	
車両及び船舶	0		
土地	1,079,837		
その他の有形固定資産	98,541		
その他の有形固定資産			
2 無形固定資産	11,544		
ソフトウェア	10,414		
その他の無形固定資産	1,130		
その他の無形固定資産			
3 その他の資産	841,238		
長期前払費用	19,709		
有価証券	157,516		
その他の固定資産	664,013		
その他長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	5,905,038	負債合計	3,171,555
		純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	
		II 積立金	2,733,483
		繰越利益積立金	1,796,985
		その他積立金	936,498
		その他積立金	
		III 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	2,733,483
		負債・純資産合計	5,905,038

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 社会医療法人同仁会
所在地 山口県下松市生野屋南一丁目10番1号

医療法人整理番号 30070

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至/ 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			4,790,381
2 事業費用			
(1) 事業費	4,768,952		
(2) 本部費	0		4,768,952
本来業務事業利益			21,429
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			32,614
2 事業費用			36,983
附帯業務事業損失			4,369
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			78,570
2 事業費用			33,699
収益業務事業利益			44,871
事業利益			61,931
II 事業外収益			
受取利息	9,049		
その他の事業外収益	24,163		33,212
III 事業外費用			
支払利息	8,820		
その他の事業外費用	9,805		18,625
経常利益			76,518
IV 特別利益			
固定資産売却益	158,656		
その他の特別利益			158,656
V 特別損失			
固定資産売却損	222		
その他の特別損失	71,313		71,535
税引前当期純利益			163,639
法人税・住民税及び事業税	5,516		
法人税等調整額	0		5,516
当期純利益			158,123

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式5

法人名 社会医療法人同仁会

所在地 山口県下松市生野屋敷一丁目10番1号

※医療法人整理番号

30070

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人同仁会

理事長 中元 賢武 殿

私たち（注 1）は、社会医療法人同仁会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 11 日

社会医療法人同仁会

監事 藤中 秀幸

監事 池田 幸二

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。